

事業主 各位

愛知県情報サービス産業健康保険組合 理事長  
(公印省略)

## 被扶養者認定基準について（平成27年4月1日施行）

平素は当組合の事業運営につきまして格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成27年4月1日より、当健保組合におきまして、被扶養者認定基準を一部変更いたしますのでご案内いたします。また、被保険者の皆様に周知していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

## 記

1. ※事業所得等の収入基準について

※事業所得等のみある方だけではなく、給与所得と事業所得等がある方も含みます。

平成27年3月末まで	売上金額（収入額）－ 経費 ＝ 被扶養者認定上の収入額
	収入から全ての経費を差し引いた額が被扶養者認定上の収入額



平成27年4月1日から	売上金額（収入額）－ <b>直接的必要経費</b> ＝ 被扶養者認定上の収入額
	収入から <b>直接的必要経費</b> を差し引いた額が被扶養者認定上の収入額

## 2. 当組合が認める直接的必要経費

- ・ 原材料費
- ・ 仕入代
- ・ 運送経費
- ・ 水道光熱費
- ・ 旅費交通費
- ・ 通信費
- ・ 修繕費
- ・ 人件費

## 3. 対象者

- ① 事業所得等の収入がある扶養認定対象者
- ② 扶養認定対象者に優先扶養義務者がいる場合、その優先扶養義務者
- ③ 事業所得等の収入がある被扶養者
- ④ 被扶養者に優先扶養義務者がいる場合、その優先扶養義務者

扶養認定対象者	被扶養者として認定申請する方をさします。
優先扶養義務者	扶養認定対象者及び被扶養者が母の場合 は父、兄弟の場合は父母をさします。

※③・④は、既に被扶養者として認定されている方となりますので、見直しが必要となります。結果、扶養認定基準を満たさない被扶養者がいた場合、被扶養者異動届にて抹消の手続きをお願いいたします。

※被保険者と優先扶養義務者の収入を比べ、原則、収入の多い方の被扶養者となります。

## 4. その他注意点等

- ・ 当組合が認める直接的必要経費以外は、経費として一切認められません。
- ・ 認定審査に時間を要する場合や、添付書類の追加を依頼する場合がありますので、ご了承願います。
- ・ 今後、被扶養者異動届の㊦欄は必ず記入をお願いいたします。

㊦被扶養者ではない配偶者を有する きに記入してください	配偶者の 年間収入	円	被保険者の 年間収入	円
--------------------------------	--------------	---	---------------	---